

平成24年第4回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成24年12月26日(水曜日)

1.出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原真一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補佐	岩崎敏行
議会事務局主査	岡崎基代		

4.説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	総合政策部長	田辺 剛
市民福祉部長	福田和司	建設経済部長	伊藤康文
総合観光部長	藤澤和昭	会計管理者	古屋勝美
上下水道事業局長	久保 毅	総務部次長	倉重郁二
総務部次長	奥田源良	総合政策部長	篠田洋司
総合政策部長	佐々木昭治	総合政策部長	末岡竜夫
企画政策課長		地域情報課長	
総合観光部長	大野義昭	上下水道事業局長	三戸昌子
観光総務課長		管理業務課長	
教育長	永富康文	病院事業者	高橋睦夫
代表監査委員	三好輝廣	消防長	坂田文和
美東総合支所長	藤井勝巳	秋支所長	堀 洋数

一部改正について

- 日程第 1 7 議案第 2 3 号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 4 号 美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 2 5 号 美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 2 6 号 美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 美祢市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 3 1 号 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 3 2 号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 3 3 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 3 4 号 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 3 5 号 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 3 6 号 美祢市保育所施設使用条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 7 号 美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 8 号 美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

- 日程第 3 3 議案第 3 9 号 美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 4 0 号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 4 1 号 美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 4 2 号 美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 4 3 号 美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 4 4 号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 4 5 号 美祢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 4 6 号 美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 2 号 平成 2 4 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 4 2 議案第 3 号 平成 2 4 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 3 議案第 4 号 平成 2 4 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 4 議案第 5 号 平成 2 4 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 5 議案第 6 号 平成 2 4 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 6 議案第 7 号 平成 2 4 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 7 議案第 4 7 号 権利の放棄について
- 日程第 4 8 議案第 4 8 号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 9 号 美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定に

ついて

日程第 5 0 議案第 5 0 号 美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定
について

日程第 5 1 議案第 5 1 号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台
家族旅行村の指定管理者の指定について

日程第 5 2 議員派遣について

日程第 5 3 議案第 5 2 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公
共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて

日程第 5 4 議員提出議案第 3 号 美祢市議会会議規則の一部改正について

日程第 5 5 議員提出議案第 4 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による市
長専決処分事項の指定について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、議場に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、河本芳久議員を指名いたします。

日程第2、議案第8号から日程第51、議案第51号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

予算委員長（高木法生君） 只今より、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、さきの本会議において本委員会に付託されました議案1件につきまして、去る12月7日、午前9時30分より、荒山委員を除く委員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

平成24年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について、執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,362万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億1,545万2,000円とするものですとの説明がありました。

それでは、主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、生活保護扶助経費が増額しているが、生活保護家庭が何件ふえたのかとの質問に対し、執行部より、世帯数が134世帯で7世帯の増加、対象人員が166人で6人の増加を見込んでいますとの答弁がありました。

さらに、委員より、今、このような御時世なので、まだ増えると感じますが、今後の見込みはとの質問に対し、執行部より、今年度は、微増の傾向で徐々に増える

状況であり、来年度の当初予算ではそのあたりを勘案して予算措置したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、監査委員費の人件費が減額されていますが、その理由についてお願いしたいとの質問に対し、執行部より、当初予算において3名分を組んでいましたが、人事異動に伴い、職員は2名体制となったかわりに、技術監査専門委員を雇い、技術工事監査を実施している状況ですとの答弁がありました。

次に、委員より、今後、公民館等公共施設の老朽化が進んでいますが、人が多く出入りする公民館等の点検、チェックは、定期的実施されるのかお伺いしたい。さらに、委員より、今後市における再配置計画について、何かお答えできればお願いしたいとの2点についての質問に対し、執行部より、施設のチェックについては、定期的には行っていません。ただ、その都度報告等が上がってきておりますので、老朽化が進んでいる施設の管理については、要望等を検討し、順次改修等を行っていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また、2点目の公共施設の再配置については、今年度公共施設の全て老朽度、利用状況の調査を行い、一元的な施設台帳を整備する予定にしていますので、それをもとに、来年度以降、早急に再配置の検討を進めていくこととなりますとの答弁がありました。

また、委員より、中央自動車道のトンネルが天井崩落したことで、美祢市の公共施設等点検機能を強化していく体制が必要、また市民にわかりやすい形で点検していること等、その取り組みについてお伺いしたいとの問いに対して、市長より、特に橋梁について、非常に老朽化が進んでおり、今年初めに市内の橋を点検するよう指示しています。将来的に市の財政負担は大きくなりますが、人の命がかかっていますので、生活の部分を含め、優先して行いたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、美祢市障害者計画（素案）は、精神障害者についてしっかりと記載されておきませんが、障害者自立支援法の中でも、市町村の役割は明記されています。今後の対応について、さらに相談体制の件についても、併せてお尋ねしたいとの問いに対して、執行部より、平成18年4月に障害者自立支援法が改正されまして、障害者へのサービスについては、各市で提供する仕組みを記載しておりましたが、それを一元化することの改正が行われています。国の障害者計画、県のやまぐち障

害者いきいきプランとの整合性もありますので、検討させていただきたいと思いません。

相談体制につきましては、於福町のあそかの園の相談支援事業所に委託しております。今後、相談件数の増加も見込まれますので、他の事業所の設置も検討してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、障害者計画に市がリーダーシップがとれて事業が進むような計画を織り込んでいただきたいとの要望がありました。

また、委員より、今までポリオワクチンを生ワクチンということで馴染んできましたが、なぜ生ワクチンから不活化ワクチンに変更しなければならないのか。さらに、今まで集団接種で比較的効率よくやれたと思いますが、なぜ個別接種になったのかとの質問に対して、執行部より、欧米においては、数年未から不活化ワクチンが一般化されており、国には団体から不活化ワクチンの導入についてかなり要望等が出され、24年の早いうちに切りかえたいとの意向を示しておりましたが、この9月から突如導入する旨の表明となったものです。また、集団接種については、どこの市町村も年2回の集団接種で対応していましたが、今回から4回の接種になり、生まれて3ヶ月後が最初の接種となることから、集団でやるのが難しいということで、個別接種に移行し、国全体で進めていくことになりましたとの答弁がありました。

その他の質疑については、割愛させていただきます。

本議案について意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会には、閉会中といえども、本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。（発言する者あり）

先ほど於福町のあそかの園（エン）と申しましたけれども、これは、あそかの園（ソノ）で訂正させていただきます。

以上でございます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生建設観光委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 只今より、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案37件を12月10日午前9時29分より、委員会室において、村田市長始め、執行部の方々、それにオブザーバーの秋山議長始め、委員8名出席のもとで審査を行いましたので、審査の経過と結果について、主なものを御報告申し上げます。

最初に、議案第11号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてです。

執行部より、田代小学校において、平成25年度から通学する児童が見込めないことから、平成25年3月31日をもって学校を廃止するため、この条例の一部を改正し、表中の田代小学校を削除するものですとの説明がありました。

本案に対する質疑・反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

執行部より、国保税の課税額に係る税率の改定並びに国保税の納期を改正するもので、合併後の経緯や基金残高、今後の医療の高度化等々の説明があり、さらに国民健康保険運営協議会より、国保財政の安定化に向け、国保税改定は必要であり、単年度赤字が出ないような国保税率とすることを答申を受け、これを踏まえた税率改定としております。また、平成20年度合併当時の基金残高は6億円を超えておりましたが、毎年平均約1億2,000円の基金取り崩しがあり、24年度末には、基金残高は約1億3,000万円となる見込みです。さらに、国保税の納期を1期増やして、9期に改正するものですとの説明がありました。

このほか、新旧対照表による詳細な説明がありました。

次に、質疑について御説明いたします。

委員より、国保税は大幅な増加になるが、低所得者への分納とかで、今後対応をしっかりとっていただきたい。さらに生活習慣病等に対して、定期検診、特定健康検診を実施し、早期に指導を行い、医療機関にかからないような指導、取り組みにつ

いてお尋ねしたいとの問いに対して、執行部より、健診結果を踏まえ、動機づけ支援と積極的支援の区分に分けて指導していく制度を利用して、市立病院と健康増進課双方の対象者に向けた教室を開催して、食生活や病気対応、さらに保健師等とも協力し、血圧測定や運動教室等を開催していますとの答弁がありました。

さらに、委員より、呉市は、健康増進について先進的な取り組みをされているが、参考にされているかとの問いに対して、執行部より、健康づくりを進めることが第一で、みね健康21計画を策定し、食育、健康増進計画をつくり、検診の受診率の向上、食育の推進、運動推進等の項目を定めております。検診の結果、要検診と診断された方につきましては、保健師が訪問し、受診を進めています。

一方で、社会福祉協議会などと協力して、高齢者サロン、血圧測定、男性料理教室等も開催し、食育、食生活改善活動を進めています。また、今後は、市内の国保加入外の事業所にも協力を呼びかけたいと考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、美祢市の患者の多い病名の上位についてお伺いしたい。がん検診の受診率についてもお伺いしたいとの問いに対し、執行部より、循環器系疾患の高血圧症が1位。内分泌、栄養及び代謝疾患、高脂血症が2位です。糖尿病が3位です。がん受診率は16.1%で、県の受診率より高くなっています。検診PRについては、区長を通して各戸に勧奨いたします。今年度は、9月までに受診されない方に受診の勧告と受診されない理由のアンケート調査を行っております。10月に再度健康診断の受診を呼びかけ、勧奨を行っておりますとの答弁がありました。

委員より、平成20年合併当時の国保会計の基金残高の一市二町の残高についての問いに対して、執行部より、旧美祢市は約2億2,230万円、旧美東町は約2億2,274万円、旧秋芳町は約1億8,368万円との答弁がありました。

その他には、本案に対する反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についてです。

執行部より、美祢市の地域医療を支え育てる条例及び美祢市の地域医療を支え育てる計画に基づき、深刻な医療技術者不足での確保、特に看護師の確保のために制定するものであります。資格、奨学金の額、貸付期間など、詳細につきましても詳しい説明がありました。

委員より、奨学金の申請者が想定外に多かった場合について、また本人が行方不明等になった場合の対応についてはとの問いに対して、執行部より、おおむね年間5名の申請者を考えております。多い場合には、審査会で優先順位を絞りたいと考えています。平成25年度は、1人年間60万円で5名、300万円の予算を計上予定しており、今後は、財政状況も勘案しながら検討します。なお、奨学金の返還ができない等の場合は、連帯保証人や家族の中で対応していただくこととなりますとの答弁がありました。

その他、本案に対する反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと、議案第15号美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてとの関連が深いので、一括して説明を受けました。

執行部より、厚生労働省省令等と市独自基準の関連等について、詳細な説明がありました。質疑につきましては、割愛させていただきます。

議案第14号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと、議案第15号美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてです。

執行部より、国の第2次地方主権一括法により改正されました、廃棄物の規定に基づきまして、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定めるものですとの説明がありました。

本案に対する質疑・反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

についてです。

執行部より、本年度策定した使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、定期的な見直しの実施の四つの基本的な考えのもと、美祢市行政改革推進委員会に諮問し、4回の審議を経て答申がなされ、今までの午前、午後、夜間の料金区分を廃止し、今回、1時間当たりの料金に設定し、市民以外の者の使用、営利、営業等を目的として使用の場合等の使用料を改正するものですとの説明がありました。

本案に対する反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

休憩後、会議を再開し、議案第23号から第46号までは、使用料等に関する条例の一部改正であるので、一括して説明を受けることを委員に諮り、全員異議なしで一括して執行部より説明を受けました。

執行部より、使用料、手数料の改定については、利用する者と利用しない者との均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保することが大前提です。市全体でこれら条例の改正に伴う影響額は、約250万円の減、市の歳入が250万円減ることになりますとの説明がありました。

委員より、美祢市が全国に優先して取り組みをされたのかとの問いに対して、村田市長より、地方自治法第228条に基づいて、各自治体が条例を定め、使用料等を決定しております。本市は、行政改革推進大綱に基づき、集中改革プランを実施し、自主財源確保、受益負担の適正化等集中的に改革し、他市に先駆けて実施していることを自負していますとの答弁がありました。

さらに、執行部より、美祢市立田代小学校の廃止に伴い、同小学校の体育館と運動場を体育施設に編入し、赤郷、大田、鳳鳴、真長田の各運動場を多目的広場に名称を変更しますとの説明がありました。

議案第23号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第24号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第25号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第26号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第27号美祢市立学校施設使用条例の一部改正について、議案第28号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部

改正について、議案第 29 号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 30 号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 31 号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 32 号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 33 号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 34 号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 35 号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 36 号美祢市保育所施設使用条例の一部改正について、議案第 37 号美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 38 号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 39 号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 40 号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 41 号美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 42 号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 43 号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 44 号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 45 号美祢市都市公園条例の一部改正について、議案第 46 号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上は、意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号平成 24 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

執行部より、歳入歳出について詳しい説明がありました。

歳出では、ア、国保税改定についての協議会委員報酬、イ、一般被保険者の医療費の増加に対応するもの、ウ、退職被保険者の医療増加に対応するもの、エ、一旦全額自己負担となった治療費を後日申請により一部負担金を除いた金額を医療費として支給するもの、オ、県国民健康保険団体連合会への支払いで、審査件数等の増加によるもの等々説明がありました。歳入についても詳しい説明がありましたが、割愛させていただきます。

委員より、今回は、国保会計の増額ばかりですが、保健、福祉、医療の一本化し

た会合など考えておられるかとの問いに対して、執行部より、今後は、国保会計のみならず、福祉全般の横の連携を踏まえた中での施策を考えたいと思いますとの答弁がありました。

さらに、委員より、保険、福祉、医療の関係課が、合同会議を常に設置し、認識を持っていただき、今回体制の整備も併せて検討していただきたいとの要望がありました。

本案に対する反対意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）です。執行部より、人事異動による人件費の増加と、債務負担行為の追加について、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の平成25年度から3年間の指定管理に係る年間指定管理料6,400万円の3年間分1億9,200万円の債務負担行為を設定するものとの説明がありました。

本案に対する質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

執行部より、歳出は、1、人件費、2、国庫支出金等精算償還金、3、介護従事者処遇改善臨時特例基金返還金で、この2と3は、国庫に返納するものとの説明がありました。

本案に対する質疑・反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）です。

執行部より、歳出は、23年度の医療保険の精算金、過誤納還付金ですとの説明がありました。

本案に対する質疑・反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてです。

執行部より、自然公園村の近年の利用状況は、ゴールデンウィークと夏休み期間に限られており、23年度の有料利用者は129人であり、そのうち、キャンプ場は利用がないため、施設の廃止や譲渡等を含めた検討が必要と思われます。そのため、指定期間を来年度1年間に短縮し、管理運営のあり方について検証したいと思えますとの説明がありました。

本案に対する質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてです。

執行部より、両施設を一括して管理する指定管理者を公募しましたら、4団体から申請がありました。指定管理者候補者指定審査会において審査した結果、特定営利活動法人やまぐち里山ネットワークが候補者に決まりましたので、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。

委員より、やまぐち里山ネットワークを決定した主な選定経緯と背景をお尋ねしたいとの問いに対して、執行部より、まず候補者選定審査会の委員を選任します。これは、美祢市指定管理者候補者選定審査会要綱に基づき、行政機関職員2名、学識経験者4名で構成し、審査に当たっていただきました。市職員は総務部長と総合政策部長、学識経験者は、弁護士、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士により構成されました。1回目の審査を9月7日に開催し、選定方法、審査に係る事項等を決定しています。申請書の提出期限を10月22日とし、10月23日、24日に申請書を各委員に配付、10月31日に2回目の審査会を開催しました。1業者20分以内のプレゼンテーションと質疑、応答。その後、候補者(案)を決定し、審査会の結果を市長に報告しましたとの答弁がありました。

さらに、執行部より、やまぐち里山ネットワークについての概要説明がありました。

委員より、指定管理期間は3年間で、利用者が増加傾向で計画してあるが、斬新なアイデアがあるのか、あくまで目標かとの問いに対して、執行部より、県内に広がるネットワークを持っていますので、増加が見込まれると考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、秋吉台リフレッシュパークには、レストランの設備があるが、

今のままクローズの計画か。また、秋吉台家族旅行村は、現在の事業団が苦勞されたと思われる職員のボーナス、口約束の件、雇用関係、テニスコート、テントの老朽化等々いろいろな問題点は、理解、確認されたかとの問いに対して、執行部より、レストランについては、地域の食材を活用した料理等を提供することを目的としており、指定管理者が決まりましたら、経営者を募集するか、自分で経営するか決めていただきます。家族旅行村の施設設備は、一部老朽化しておりますが、予算の関係で修繕等難しいのが現状です。今回の募集には、現地を確認、認識を十分していただいております。

雇用関係につきましては、現在の指定管理者である事業団の給与総額、期末勤勉手当等の金額を情報提供していますとの答弁がありました。

委員より、家族旅行村には、ケビン、宿泊施設等の施設があるが、利用客に食事の準備等に係るPRは十分されているのか。地元業者や民間の力を借りて対応してはどうかとの問いに対して、執行部より、今回の新しい指定管理者には、地域に溶け込んで、地域食材、地域力等を活用していただき、一緒になって運営してもらうよう指導、助言していきますとの答弁がありました。

その他には、本案に対する反対意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました議案37件の審査が終了後、その他の項目におきまして、委員より、田代小学校の閉校の件で、市内の小学校で、田代小学校の体育館が一番新しくよいが、この施設を地元と協議され、要望等を聞いておられるかとの問いに対して、執行部より、田代小学校の閉校に伴い、施設の利用については、地域の意見を尊重する方針で、地域において10月31日に、跡地施設利用検討協議会を設立されました。市としても協議会に赴き、一緒になって考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。（「坪井ですが」と呼ぶ者あり）いやいや、先に竹岡議員が挙げられた

もので。

17番（竹岡昌治君） それでは、ちょっと委員長に2点ほどお尋ねしますが、37件も議案があって、大変お疲れでございました。

まず1点目は、国保の関係なんです。これは、恐らく国保の審議会といいますか、運営審議会といいますか、そういうものの答申を呈してやられたというふうに思っております。多分私は、初日に質問をしたかに思っているんですが、国保会計が2億1,000万の未収金を抱えていると。これは、単年度の国保税からしますと、かなり高額なものになるわけですね。

委員長報告にもありましたように、単年度赤字化はできるだけ避けると。これは当然でありますし、私も大賛成でございますが、委員会の中でこの基金が枯渇する反面、まだ未収金があるままになっていると。これについて、執行部からどのようにするかという説明があったか、ないか。それからもう一つは、委員会においても、これにおいて何らかの協議があったかどうか。せっかく私は、確か初日に質問をしましたのでお聞きをしたいと思えます。

それから2点目ですが、学校の施設を使用する場合、教育委員会ということに許可はなっております。しかしながら、第3条において許可制限が明確にされているということで、現場の校長に、施設長に権限を委譲してもいいんじゃないかと。恐らく内規があると思うんです。その辺、検討されたかどうか。というのは、どうしても現場で許可ができないならば、内規で恐らく許可をしてもいいと書いてあると思えます。

ところが、そこにも控えがあり、また、教育委員会にも出て、上がっていきだろうと思うんです。ましてや、公民館とか、出張所とかいうことになると、そこもまた経由して恐らく行くだろうと。

で、そうした複雑な流れじゃなくって、もうばさっと権限を委譲して事務の簡素化を図ると、こういう議論があったか、どうか、2点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 竹岡議員の2点の御質問でございますが、国保税の未収金の件の集金についての話はなかったように記憶しております。

それから、2点目の学校施設のことで、学校長、責任者等へのことについても、本委員会での話し合いはなかったように記憶しております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 委員会での討論の中でそういったことはなかったということですかね。竹岡議員、よろしいですか。（発言する者あり）いいですか。坪井議員。3番（坪井康男君） さっきはども早とちりしまして、失礼しました。

1点だけ質問です。家族旅行村並びにリフレッシュパークの指定管理に関する問題についての質疑ですが、この問題で一番悩ましい点は、現在、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団が指定管理を受けておられまして、来年の4月から一応指定管理者が変わるということで、一番悩ましい問題が、従業員の継続雇用あるいは雇用の条件。継続雇用をするとしたら、雇用条件をどうするかという問題ではなからうかと思いますが、この点についての質疑、さっきあったやに聞きました。

併せて、執行部の基本姿勢がどうだったかということを確認をいたしたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 只今の執行部の方の基本姿勢につきましては、私もちょっと十分観察していなかったんですが、委員からそれなりに突っ込んだ御質問なり、また、御意見等がありましたんで、その中で、執行部から答弁があった中には、いろいろさっきありましたように、いろんな問題があったけど大丈夫かという委員からの御質問がありまして、それについては答弁が、まあまあ納得できる答弁があったと、こういうふうに考えております。

で、そのことにつきましては、先ほどちょっと御報告申し上げましたように、ああいう形でお話があったということでございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 済みません、重ねてお伺いしますが、結局、継続雇用ということは、募集要項を見ますと、努力目標であるというふうに書いてあったかと思えます。その点、結局、努力目標というのは、もうNPO法人やまぐち里山ネットワークのその経営者の方に雇用するかしないか、もうお任せしますということであったんでしょうか、どうでしょうかということです。結論的に、非常に途中でいろんな問題が起きておったかと思えますけれども、これ今後の指定管理の問題で非

常に重要なことですよね。指定管理者が変わるたびに前の人の従業員をどうするか、こうするかという問題がついて回ります。

で、私が県の所管の部署に確認いたしましたところ、指定管理制度において前任者の従業員を継続雇用するなんて、とてもじゃないけど指定管理制度で予定していない話でありまして、変だなあと、こういう話でございました。

ですから、この問題はいつまでもついて回ろうかと思imasるので、今回、どうであったかということをごきお聞きしているわけでございます。もう一回、どうなったか、結論的な方針がどうなったかということ。継続雇用の問題と、それから継続雇用をするとしたら、雇用条件がまた問題になろうかと思imasるので、もう一回念のため、しつこいですが、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長、先ほどの報告されたとおりだと思undeすけども、再度、委員会の議事録を確認されて、その雇用の話があったかどうかということだと、今、思undeすよね。継続雇用の。少し確認をされたほうがいいと思imasるので、ちょっと暫時休憩したいと思imasるので、よろしくお願ひします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 初めにちょっとお断り申し上げます。先ほど、やまぐち里山ネットワークにつきまして、最初のときに特定営利と申し上げましたが、特定非営利が正解でございます。訂正をして、おわびいたします。

それから、先ほど、坪井議員から御質問がありました職員さんの継続雇用につきましては、当委員会では議論、質問等はございませんでした。そういうことでございます。

だから、さっきも御報告申し上げましたように、給与の総額とか、期末勤勉手当等の金額は、執行部のほうから新しくなられます方への情報提供はしてあるというような御報告を受けておりますので、その旨、よろしくお願ひします。

だから、給与総額と期末勤勉手当等の金額については、情報提供してあるという報告がありました。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 一番最後におっしゃった点ですが、それは何のために情報提供をされたんでしょうか。目的は何ですか。つまり、その点を考慮して次のNPO法人もやってくださいねという、半ば任意的強制って変な言葉ですけども、そういう意味なんですか。基本的には、私はNPO法人の従業員のその待遇はNPO法人の経営者がお決めになることであって、どうしてそんなことを言うんでしょうかという、非常に単純な質問です。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 先ほど御説明しましたように、委員から、事業団が苦勞されたと思われる職員のボーナス、口約束の件、雇用関係、テニスコートのテントの老朽化等々いろんな問題があり、また、その点は理解、確認されたかという御質問に対して、執行部が今のような事業団の給与総額、期末勤勉手当等の金額は情報提供しておりますという答弁があったというのは、私どもの報告でございます。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

3番（坪井康男君） 今、何か変な言葉が出てきましたけれど、何か約束を反故にしたとか、しないとか。あれ、どういう意味ですか。何か意味がわかりません。

議長（秋山哲朗君） いや、これはあくまでも、その委員から出た話ということの中で……

3番（坪井康男君） だから、委員のそれはどういう趣旨の質問だったと思われるかという質問です。

議長（秋山哲朗君） それは委員長の発言じゃないから答えられないのじゃないですか。岩本委員長、どうぞ。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） そのように、私どもは委員長としては答弁できかねますので、ひとつ。すみません。だから、先ほど申し上げましたように、委員さんからそういう御質問があったんで、執行部のほうから、このたびのことは情報提供してますというふうな御答弁があったというのを御報告申し上げます。すみません、そういうことです。

議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見を、竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） まあある意味では委員長にお願いになろうと思うんですが、

せっかく初日に、くどいようですが、国保の未収金について質問申し上げました。そしたら、委員会で取り上げていただいて、議論をされたかなと期待をしておりましたが、なかったということです。今後、そうした初日に質問があったことに関しては、私のほうも委員会で検討してくださいということを申し添えるのを忘れましたので、あれですが、今後は取り計らっていただけるかどうか、その辺だけお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 岩本委員長。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） おっしゃるとおり次回の委員会のときには、私のほうからでも、そういうふうな形で提案をしたいと、こういうように考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 今、竹岡議員が発言されたことはもっともだと思いますし、各常任委員会には、これは徹底したいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

総務企業委員長（河本芳久君） 只今より、12月11日開催の総務企業委員会報告を行います。

委員全員出席のもと、本委員会に付託されました議案12件について審査いたしました。その概要について御報告いたします。

最初に、議案第8号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、執行部より説明を受け、その後質疑を行いました。

委員より、有線電話業務の廃止について、関係する秋芳地区住民への説明会がなされていますが、住民の参加状況、さらには、その後住民から質問や意見はなかったか。また、これに対して執行部より、平成23年7月20日と7月22日に、嘉万公民館と秋吉公民館で住民説明会を開催したこと。参加人数は、今、手持ち資料

がないが、多くの市民が参加され、その後も広報で業務廃止についてお知らせしてきた。また、計画を策定する時点で市民の御意見を伺いましたが、別に意見がなかったこと。また、その後数件秋芳地区住民から有線電話を残していただきたいとの連絡がありましたが、市民の意見を伺って決定した事項であり、御了解していただきたいとの説明を行ってきたとの答弁がありました。

さらに、委員より、条例の改正案では、農村地域における広報、その他情報活動の充実を図るとなっていますが、どの程度のことを想定されているのかとの問いに対し、執行部より、広報、その他の機能、すなわち告知放送のみが残りますとの答弁がございました。

続いて、同委員より、この12月10日、美東町赤郷地区で議会報告会を開催した折、現状の告知放送では行事報告や葬儀の御案内などが流されていますが、これまでどおり告知放送は続けていきたいとの要望があった。また、現に、豊田前地区においては葬儀の御案内がなされているとも伺っているが、これについても検討されるかどうかとの問いに対して、執行部より、行政サービスの不均衡是正の視点から検討していく必要があり、要望どおりにいくかどうかわからないとの答弁がありました。

その他質疑や意見はなく、全員異議なく議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号美祢市実費弁償条例の一部改正について審査いたしました。

執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号美祢市下水道条例の一部改正について審査いたしました。

執行部の説明に対し、委員より、条例の中に公共下水道の技術上の基準とあるが、基準が守られているかどうかの検査は誰が行うのかとの問いに対し、執行部より、技術的な検査は市で行っているとの答弁がありました。

その他質疑はなく、全員異議なしで本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市都市下水路条例の一部改正についてを審議いたしました。

た。

執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定について、これを審査いたしました。

執行部の説明に対して、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について審査いたしました。

執行部の説明に対し、委員より、病院の食費1日につき1,380円だったのを、1食ごとに分けて設定されたのはどんな理由かとの問いに対し、執行部より、改定の理由は、ショートステイは、入所期間が短いので、食事をとられた分のみ徴収するというので、改正を行うとの答弁がありました。

また、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市手数料条例の一部改正について審査いたしました。

執行部の説明に対し、委員より、使用料、手数料の改正に伴ってどのくらいの増収が見込まれるかとの問いに対し、執行部より、過去の実績で試算しますと、220万円程度の増収になる見込みとの答弁がありました。

意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号平成24年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、審査いたしました。

執行部の説明に対し、委員より、美東町赤郷地区における夜間断水に係る対応についての問いに対し、執行部より、本年11月下旬より給水制限を行ってきましたが、12月4日から急に水位が下がり、6日から夜間断水に入りました。防災無線や各戸文書配布でのお知らせをし、また、宿泊施設や営業関係者に対しては職員が訪問し説明したとの答弁がありました。これまでも、平成15年、19年の秋に異常に水位が下がった経緯があり、水位の回復を待って今後の対応を考えたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、宿泊施設については、断水当日になってお知らせが届くようでは困るのではないか、観光客を迎えようとしている美祢市にとっては、ぜひ早急

に対応していただきたいとの要望がありました。

他に意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第47号権利の放棄について審査いたしました。

執行部の説明に対して、委員より、権利の放棄については、土地開発公社より債務の返済ができませんというような証明書のようなものが必要かとの問いに対し、執行部より、土地開発公社から美祢市に対し免除通知が出されていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、土地開発公社の場合、免除通知のみで権利放棄になっているのかどうか確認していただきたいとの問いがありました。これに対して、執行部から、確認して連絡する旨の答弁がありました。その後、回答があったようでございます。

他に意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第48号と49号は、指定管理者の指定に係る議案につき一括して審査することになりました。

執行部の説明に対し、委員より、於福と厚保に設置される地域交流ステーションの待合室に暖房施設が設置されるのかとの問いに対し、執行部から、待合室には設置しないが、会議室に設置し、会議室があいているときは利用されても差し支えないとの答弁がありました。

さらに、委員より、木質などの燃料を利用した暖房器が設置されると聞いているが、このことについてはどうかという問いに対し、執行部より、木質ペレットストーブの設置を申請していますとの答弁がありました。

委員より、各交流ステーションに591万9,000円計上されていますが、3年間の経費として事業が推進できるのかという問いに対し、執行部から、主に人件費、光熱費、事業費等に充てられる経費であり、審査の過程でチェックしていただき、この額で運営できると考えていますとの答弁がありました。

このほか議案に対する質疑、意見はありませんでした。ついては、議案第48号及び議案第49号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定については、いずれも全員異議なく原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案12件につきまして審査いたしました。一応これをもって終了いたしました。

その他の項について、委員より、9月定例議会の本委員会で美祢市中高年雇用福祉事業団の事務所の登記上の所在について誤りがあるのではないかと質問に対し、執行部より、この件については正していくとの報告がありました。その後の対応についてお伺いしたいとの問いに対し、執行部より、11月28日に変更届が出されていることが報告されました。

さらに、委員より、登記の訂正に当たって、訂正理由が移転によるとあるが、これでいいのかという確認がしたい。また、美祢市の土地を貸与する際、相手の住所記載が必要ではないか。さらに、美祢市が貸与している雇用福祉事業団の事務所地に他の団体、すなわち美祢市と業務委託関係にある他の団体事務所が設置されていることについて、説明が求められました。執行部から、契約に当たっては双方の住所、氏名は通常記載するというのが通例だとの答弁がありました。このほかの件については、これから調査し、本会議で報告するという答弁がございました。ただし、お答えできる部分とできない部分があることをお含みいただきたいとの答弁が併せてなされております。

以上、本委員会における審査はすべて終了いたしました。なお、本委員会は閉会中といえども所管事項の審査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

以上で総務企業委員会委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） それでは、只今河本委員長からの委員長報告の中にありました総務企業委員会におけるその他の項目の中で、委員からの質問、いわゆる美祢市が企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団に事務所として賃貸借契約している土地に関連した質問3点について、回答いたしたいと思っております。

なお、回答に当たっては、委員の質問の要旨を復唱した後に、市としての見解を述べたいというふうに考えております。

それでは、まず1点目の質問の要旨ですけれど、この事業団の主たる事務所の住所を大嶺町東分3058の3から、大嶺町東分3058の49に変更する際の登記原因が移転となっているが、もともとの大嶺町東分3058の3の地番は誤った登記であったのだから、誤った登記の場所から正しい登記の場所に移転ということは

登記上考えられない。正式には、錯誤による更生という登記が然るべきであろう。従って、このことは登記上問題があるので、再度事業団に登記原因の修正、訂正を促す必要があるのではないかという質問でありました。

この1点目の質問に対して市の見解ですけれど、市といたしましては、契約や許可の相手方を特定するという目的から、法人の所在地を正確にしてもらう必要があるため、事業団に対して登記上の所在地に錯誤があるのであれば、変更登記を促すよう情報提供を行ったものであります。しかし、その結果、所在地が正しい住所に変更されたのであれば、市としてはその目的は達成しており、変更登記の原因いかにについては関知する立場でもないもので、これ以上の修正、訂正を求めることはしないという見解であります。

続きまして、質問の第2点目の要旨です。

平成15年8月15日付の土地賃貸契約書の賃貸物件の表示において、地目が雑種地で、地積が323.88平方メートルとあるが、土地登記簿によれば、国土調査による成果として、平成15年8月7日付で、地目が宅地で、地積が323.84平方メートルということになっているが、これが有効な契約書と言えるかという質問でありました。

この2点目の質問に対しての市としての見解ですけれど、土地の賃貸借契約については、契約の対象物件が特定できれば有効であり、多少の動きがあってもその有効性に影響はないものと考えております。特に本件では、委員が質問の中で国土調査による成果として、土地賃貸借契約の前の平成15年8月7日付で、地目、地積が変わっているというふうに主張されておりますけれど、国土調査による成果が実質的に土地登記簿に登録された日付は、その土地登記簿にも記載がありますように、契約の2年後の平成17年8月9日であることが明記されておりますが、従いまして、契約時点での登記簿の記載に従って契約書の地目は宅地、地積は323.88平方メートルと、その表記に従って契約をしているということです。

また、賃貸料の算定におきまして、地目については当時の現況であります宅地として評価していること、面積についても0.04平方メートル減少していますが、これは金額に影響しない誤差であることから、過不足はなく問題はないという見解であります。

それから、続きまして、最後の3点目の質問の要旨であります。

当事業団の所在地に他の団体の事務所の所在地が同様に登記されているが、これはおかしいことではないかという質問であります。

この質問に対する市としての見解ですけれど、御指摘されました他の団体の所在地も、以前は事業団と同じ大嶺町東分3058の3というふうに登記されておりましたが、先月の11月30日に登記手続を申請され、今月、12月7日付で移転登記がなされておりますことから、問題は解消されているというふうに考えております。

以上で、総務企業委員会での委員の質問に対する市としての答弁を終わります。
議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。坪井議員。
3番（坪井康男君） 総務企業委員長の質疑ではなくて、今の波佐間部長の回答に対する質疑といいたいでしょうか、確認のためにもう一回発言さしてもらいたいんですが、いいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 質疑になりますと、ここは委員長報告に対する質疑の場ですから、もしもそういう質疑があるのならば、総務企業委員会のほうでしていただきたいというふうに思います。よろしいですか。あくまでもこの場は総務企業委員長報告に対する質疑の場ですから。

3番（坪井康男君） ああ、そうですか。それじゃ、総務企業委員会を開いていただけですか。あるんですか。きょうあるそうですが、そうですか。

議長（秋山哲朗君） これはまたこれからの議題ですから、あくまでも、この場は総務企業委員会での話の中で……

3番（坪井康男君） それでは、開いていただきたいという意見を申し上げて……

議長（秋山哲朗君） そのために開くということじゃないんですよ、これは。総務企業委員会を開くということではない。ただ、たまたま付託案件がそこにあるから開くということですから、誤解のないようにしてください。

3番（坪井康男君） それはわかりました。別に私は目をつり上げてどうこうと言うつもりはありませんので、もう、以後、市長さん以下、部長さんもにこにこと笑い顔でやりますから、そのように。3日前ですか、あることがありまして、私人生観を根本的に変えました。従って、もうにこにこと、さわやかな顔で対応をいたしますので、よろしく願いいたします。

それじゃ、今の問題は撤回します。

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 大変申しわけないんですが、私も総務企業委員会に所属をしております、その者が質問するというのはおかしいんですが、委員長報告の中で、秋芳地区の情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてというところの委員長報告で、最後のところで、その質問に対して執行部の答弁が、要望に応えられるかどうか、わからないというようなニュアンスだったというふうを受けとめたんですが、委員長、ちょっと見て確認をしていただきたいと思うんですが、もしそうであれば、私の聞き違いなら別ですが、今回の条例改正は、いわゆる通信、それから加入者同士の通話ができない。それから、ラジオ等の再放送ができない。それから、インターネットができないということで、残る業務は広報及び連絡と思うんです。

ただ、葬儀については、執行部がちょっとそれはと。自治体がやる事業ですからということであって、いわゆる秋芳町の方が要望されている広報といいますか、情報を流していただく、このことについては、執行部は別に難色を示しているわけではなかったと思うんですが、ちょっと確認をしていただいて、訂正ができるものならと思うんです。ちょっと誤解が招かれるんじゃないかなという気がいたしまして、すみません。

議長（秋山哲朗君） 河本委員長。

総務企業委員長（河本芳久君） 誤解があっちゃいけませんので、ここに議事録がございますので、ちょっとそれを再確認して、実は、執行部はこの場で、今の委員からの要望について、検討する必要があると存じていますが、なかなか検討、御要望どおりにいくかどうかというところまでは、この場では回答はできませんと。で、これに対して委員よりぜひ持ち帰って検討していただきたいと。というのが、情報の一元化で告知のみというけれども、やはりいろいろの御案内、放送を通していろいろ行事御案内、そういったことについて御要望したいという委員よりの発言はあったかと思えます。そのやりとりの中で、今のような答弁がございましたので、私は要約して、先ほどのような形で御報告させていただきました。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） そうしますと、ちょっと誤解が生じるんじゃないかなあという気がどうもするんですが、もともと今回の改正の中で、3条にたくさん業務が書いてあったんですね。その中で、改正点が、業務区域内の観光所、それから保育施設、学校、公民館、その他公共団体等の広報及び連絡事項の伝達、これはもう業務としてやると。それから、（4）で、広報及び連絡の業務と、市長が特に認めるときと、こういう形で、私は、ここだったと思うんですね。ですから、例えば葬儀の御案内だとかというのは、やはりその市長としては認めがたいじゃないかということでのやりとりではなかったんかと。だから、ちょっと聞きようによっては、その情報提供がなくなるような、まだ検討するというようなニュアンスに聞こえたんで、その辺を確かめたいと、こういうふうに思いました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本委員長。

総務企業委員長（河本芳久君） この記録の中には、今の言われたようなことは具体的に載ってませんが、事実、やりとりの中では、今後の残る情報提供の中には、通信業務の中には、今、竹岡議員が言われたようなことは残るが、葬儀の御案内等についてだけは、ちょっとこれはいろいろ課題がある。だから、これについて期待に沿うような御答弁はできかねる。こういう趣旨に私も実は受けとめておりますけれども、具体的な形で、そこの表現は差し控えて、今後検討さしてくれと。一応そういうことで執行部は持ち帰って検討という形で御答弁があったと私は伺っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか、委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今予算委員長、教育民生建設観光委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきま

しては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。地域産業活性化対策特別委員長。

〔地域産業活性化対策特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

地域産業活性化対策特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より地域産業活性化対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月12日、委員全員出席のもと、道の駅おふくへ視察に参りました。

9月議会では、六次産業の入口部分に当たる農林開発株式会社を視察し、今回は、出口部分に当たる美祢観光開発株式会社の現状を把握し、今後の委員会での活動を推進していくため、道の駅おふく坂田駅長より現状の様子等の説明を受けることとしました。

駅長より、道の駅おふくはオープンよりことしで15年目に入っています。施設の目的として、地域の活性化、地域の雇用の創出、地域の特産品販売、地域の食材を活用したレストラン、また、於福温泉を活用した温泉等が挙げられ、温泉については平成18年に施設敷地内に1,250メートル掘り、毎分1.5トンの湯量が自噴し、全浴槽を源泉かけ流しにて運営しております。

運営については、花とお湯に出会えるやすらぎの駅をキャッチフレーズとし、アットホームで安らげる雰囲気づくりに心がけ、リピートされるよう努めていますとの説明を受けました。

次に、委員より質問を求め、委員より、現在、年間の来客数はどの程度かとの質問に、昨年度が約50万人ですとの回答があり、さらに、道の駅おふくの特徴は温泉であることはわかるが、美祢市の道の駅を中核とした地域の活性化というものが、やや初期の期待どおりにいっているか疑問がある。温泉以外の特色といたら何かとの問いに、六次産業であるシャーベットになります。地元の果物、野菜を年間20種類くらい販売しておりますとの回答がありました。

また、現在販売している全体の品数のうち、市内からの出品の割合はどのくらいかとの問いに、2割から3割ですとの回答があり、さらに、野菜市での売り上げはどのくらいかとの問いに、年間約2,500万円くらいです。価格は100円で統一しています。手数料については5%が道の駅、5%が運営費、積立金、残りの90%が生産者となっていますとの回答がありました。

また、施設のハード面、ソフト面において改善や修繕をしないといけないと考え

ているところがあるかとの問いに、施設がオープン15年にもなるので、エアコン、電灯、ポンプ関係、畳の張りかえ、自動ドア、トイレの便座等の故障、一応商工労働課を通じて来年度の予算を上げてもらうよう要望しておりますとの回答がありました。

また、委員の意見としまして、レストランの評判が余りよくない。売店については、地元特産品の割合をもっとふやさないといけないのではないかと。近隣の道の駅と比べても野菜類や特産品の品数が貧相。従業員にインセンティブ制を敷き、やる気を高めてはどうか。ハード面が思っていたより修繕を必要とする箇所が多く、設計も悪く、動線が悪い。観光拠点として今後活用していくためには、全面改修が必要ではないか等の意見が出され、視察を終了いたしました。

続いて、机上での審査を行い、今後の委員会の進め方について協議いたしました。

初めに、委員長より、今後は、テーマを絞り進めていきたい旨の提案をいたしました。

一つは、六次産業の推進、もう一つはバイオマスの推進、この二つに絞りスケジュールを組んで進めていきたい旨提案し、委員より、大変いいテーマ設定ではあるが、バイオマスそのものも六次産業に位置づけられると思うが、どのような考えかとの問いに、六次産業推進のほうは、ソフト面、いわゆる商品開発、流通面を研究していただきたい。

バイオマス推進については、ハード面、設備面について研究をしていただきたいと思っています。

スケジュールについては、3月議会までに現状把握、問題点の抽出、課題の分析をそれぞれのチームにて行っていただき、3月議会では執行部を交えて、それぞれを共有化していきたい。

6月議会には、それぞれのチームの構想案をまとめていただき、9月議会には具体的な要望をまとめ、12月議会までには26年度への予算要求を委員会として執行部に提出していきたい。さらに、再来年の3月議会にて総括、まとめを行いたいと考えておりますとのスケジュールについて提案し、了承いただき、本委員会を終了いたしました。

以上で、地域産業活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔地域産業活性化対策特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 地域産業活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 委員長にちょっとお尋ねします。

せっかく道の駅おふくに視察行かれまして、状況というのをきちんと把握されて、整理をされ、そして、6月、9月、12月というふうにスケジュールもきちんとされて取り組んでおられますことにつきまして敬意を表します。

一つだけお尋ねをしたいのは、これは勘でもの言うたら悪いかもしれませんが、状況からして、私は財政面で資本金を食いつぶしてる状況に今あるんじゃないかなという気がするんですが、その辺はいかがであったのか。そして、それに対する対策っていいですか。それは、かつて須田泰三さんというコンサルが、売り上げ増がすべてを解決すると名言を吐かれたんですが、現状からして、もし資本金食いつぶしてるということになれば、今後、増資だとか、そうした形のものが必要になってくるんじゃないかなという気がいたします。その辺をもし把握しておられればお聞きしたいと思います。勘でもの言うてすみません。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

地域産業活性化対策特別委員長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

具体的な数字を今持ち合わせておりませんので、どの程度、その資本金がどういうふうになってるかというのは、ちょっと手元にございませんで、はっきりとは申し上げられませんが、先ほど、この特別委員会の委員長報告いたしましたとおり、道の駅おふくに行ったらかなりの改善点、施設面 ハード面ですね。特に、オープンして15年たって、かなりの老朽化が進んでいるという現状から竹岡議員言われたとおり、資本を注入してでも、今後この道の駅を盛り上げていくという執行部のお考えが多いのであれば、資本を注入してでも改善していくべきではなかろうかというように、委員の中でもそういう話題になっております。

また、この道の駅については、また今後もこの委員会で六次産業の流通部分としての核となりますので、その辺も含めて協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、地域産業活性化対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長の報告を求めます。小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長。

〔小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長 萬代泰生君 登壇〕

小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長（萬代泰生君） それでは、只今より第2回小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月14日、午前9時半より11時17分まで委員会室におきまして、委員8名中1名欠席、また、執行部より永富教育長、山田教育委員会事務局長、未益教育委員会教育総務課長、月成教育委員会学校教育課長の御出席のもと委員会を開催いたしました。

協議に先立ちまして、事前に市議会議長を通じて、教育委員会へ以下の3項目についての資料の提出を依頼し、準備をしていただきました。

内容につきましては、資料1として、美祢市立小中学校の配置状況について、資料2として、アンケートの集計結果について、資料3として、美祢市における小中学校適切規模・適切配置の方針についてなどであります。

まず、資料1の美祢市立小中学校の配置状況についてですが、これは第1回目の本委員会におきまして、委員より要望があり、市内の地図に学区の線引きとともに、それぞれの小学校がどの中学校に登校することになるのか、一目で確認することができるものとして作成していただきました。

また、美東地域では、閉校した鳳鳴小学校の校区は、大田小学校と綾木小学校への入学選択ができることや、美祢地域においては、桃木小学校が大嶺中学校と豊田前中学校へ、また、於福町榎田地区も大嶺中学校と於福中学校への進学選択ができる地域があることなどについても説明がありました。

次に、資料2のアンケートの集計結果についてであります。これは、教育振興計画に関するアンケート調査のうち、学校の適正配置（学校規模や統廃合）に関する項目について説明がありましたので、その中の主な項目について報告します。

まず、小学校では、項目1として、望ましい小学校の学級数の問いに対して1学年当たり2学級から3学級、項目2として、望ましい1学級の児童数に対しては

21人から30人、項目3として、通学時間においては30分以内、項目4として、望ましい小学校の配置については、適正な学校規模を明らかにして、地域の実情に配慮した配置を進めるとの回答が多かったことの説明がありました。

次に、中学校では、項目1として、中学校の学級数は2学級から3学級が、項目2の1学級当たりの生徒数は21人から30人、項目3の通学時間は30分以内、項目4の中学校の配置は、現行の学校配置を継続しつつ、地域と密着した学校づくりや小規模校のよさを生かした取り組みなどにより教育効果を上げていくとの回答が多かったことの説明がありました。

次に、資料3の美祢市における適正規模、適正配置の方針についてですが、この資料は第2回小中学校適正配置検討委員会のまとめして作成され、協議された資料であります。アンケート調査の集計結果に基づき、中間的な取りまとめが行われたことについての説明がありましたが、その中の適正規模・適正配置について報告します。

1点目は、適正規模について。美祢市は、小規模校が多く、広い地域に分散しているため、適正規模について、国・県の基準どおりに考えることは実質的に困難である。アンケート調査の結果においては、小学生の保護者は「1学年複数学級（2から3学級）がよい」との回答をした割合が高い。また、市民においては「1学年1学級がよい」との回答が高い。

保護者の考えを前提とした方向で進めていくことが望ましいところであるが、小学校を1学年に複数学級あることを基準にすれば、多くの地域で学校がなくなることも想定されるので、現実的には困難であると考えられる。

検討委員会としては、小学校においては、望ましい学校規模としては、複式学級の解消を原則として検討することとする。

次に、中学校に関するアンケート結果では、保護者、市民とも「1学年複数学級がよい」とした回答の割合が高くなっている。1学年に複数学級があることを基準にすれば、やはり多くの地域から中学校がなくなることも想定されることから、検討委員会としては、中学校においては1学年に複数学級があることが望ましいという方向性を示しつつも、当面は生徒にとって望ましい通学距離、通学時間や、これまで培われてきた地域のまとまりや歴史等も考慮することとする。

いずれにしても、小・中学校とも実際に再編統合を行う場合は、最終的に保持者

や地域住民の意向を尊重することとする。

なお、学力向上にとって、適切な児童、生徒数はどのくらいの規模がよいかについては、国立教育政策研究所が行った調査において、教科の特性はあるが、20人以下の学級規模が望ましいという結果が出ていることも参考としたい。

また、中学校においては、小規模校が多いことから、部活の選択肢が少なく、市外のクラブチームに入るなど児童や保護者の負担が大きいと指摘されていることも考慮したい。

2点目は、学校の適正配置についてであります。適正配置に当たっては、学校の適正規模を踏まえながらも、小・中学校がこれまで地域の中で果たしてきた役割や学校が置かれている地理的条件、地域的なまとまりなども十分に協議し、慎重に行うことが望ましい。また、今後の児童・生徒数や将来推計、学校の小規模化によるメリット・デメリットなどについても、保護者、地域、住民と十分に協議し、協力を得ながら進めていくことが大切である。再編統合を行う場合には、児童・生徒の通学負担がなるべく少なくなるよう配慮し、遠距離通学者の送迎用スクールバス、タクシー等の支援についても検討することが必要である。

共同調理場については、学校に併設されている調理場が多いが、学校の再編統合を検討する中で、そのあり方についても検討していく必要があるとの説明がありましたので御報告します。

また、委員より、かつて旧美祢市では、伊佐の小学校が統合しました。また、美東町においては、美東中学校の統合が行われてきていますので、その実例の現状分析をまず検証する必要があるのではないかという御提案がありましたので、次回までにはある程度整理してみたいと考えております。

その他の意見は割愛させていただきます。

最後に、次回の調査特別委員会までには教育委員会が諮問された検討委員会から答申が行われることと思いますので、その答申内容を教育委員会より御報告いただき、議論していくことを確認し、調査特別委員会を終了しました。

以上で、第2回小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長 萬代泰生君 発言席に着く。〕
議長（秋山哲朗君） 小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長報告に対する

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、小中学校の適正規模・適正配置調査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして特別委員長の報告を終わります。

この際、午後１時まで休憩をいたします。

なお、議員の皆さんは、１２時４０分から議員全員協議会を第１、第２会議室で開催いたしますので、お集まりをお願いいたします。

午後０時００分休憩

.....

午後１時００分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第２、議案第８号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第８号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第９号美祢市実費弁償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第９号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） この国保税の増税になるので反対します。今回の条例の改正で個人差はありますが、平均から見れば3万円の増税ということになります。多くの加入者の方は、本当にこうした国保に入っておられる方は、他の医療保険に加入できない高齢者とか、無職の方、病人の方、低所得者の方です。収納率も下がると

考えられますので、この条例案に反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

6番（岡山 隆君） それでは、私のほうからは、今回の美祢市の国民健康保険税条例の一部改正について、少し要望等も含めながら賛成討論を行ってまいりたいと思います。

今回、この美祢市におけるこの国民健康保険税につきましては、もう種々教育民生建設観光委員会で質疑等を行って、ある程度市民の皆さんには御理解をされてる点は多々あるとは思っております。特に、今回は、国民健康保険税に関しましては、この市が運営協議会のほうに諮問をいたしまして、そして、答申を受けております。

そういった中で今年度基金も底をついて1億2,000万円、いよいよ平成25年度からは単年度収支で、この基金を取り崩してももう赤字になっていく、こういった喫緊、非常に厳しい国保会計であるということは多くの方がわかりつつあるわけでございます。

そういった中、今まで合併してからずっとこの県内においてはこの国民健康保険税、美祢市にあっては他の市町村よりも非常に低いところでしっかりと推移してきたという努力されてきたということは、高く評価はしております。

いずれにしても、今回25年、6年度から単年度で基金もなく取り崩して、確実にもう赤字、そうなる、やむを得ず国民健康保険税を上げていかなきゃならない。それでもようやく県レベルの大体平均ぐらいかなというようには思っておりますけれども、ただ、私が心配しているのは、この国民、年金が低くて国民健康保険税を入っていない方、特に、もう仕事も定年になって、そして、実際、国民健康保険入られてない方も結構おられるんですね。

今回私もそういった相談を受けました。そういったことで、より一層今回保険税が高くなることによって、この国民保険税入りたくても入れない、そういった方も私は若干増えてくるんじゃないかと、そういったところを非常に私心配しているところであります。だからといって、この国民健康保険をしっかりと支えていかなければならない、こういった面もありますので、どうかそういったところの方もおられるということで、よくそういった方をチェックされまして、今後しっかりといろんな形でのそういった大変な方を中心に、よく目を見聞きしていくことが私は大切ではないかと思っておりますので、どうかその点を第1点お願いしたいということと、

もう1点は、特に美祢市は全国で9番目に高い医療費、そして、病気になる発生率が非常に高いということも執行部のほうからの説明がありました。そういったところをいかに低くしていくかということで、これはもう国保税とは別に健康増進課ですかね。そういったところをしっかりと進めていかなければならない。

特に、長野県のこの茅野市、この保健師の方をしっかりと後押し、手伝いする方が一人が大体70人近く見てる。ボランティアですから、この保険補助員という形でこの病気をしっかりとこういった指摘して健康診断を受けていくように、もう非常にこういったことをして、長野県の茅野市というのは、病気になる人が非常に低くなっていると。もうトップですね。

それともう1点は、兵庫県の尼崎市で、生活習慣病をなくしていった、この国民健康保険税にかかるところのものを下げていったと。テレビでありましたけど、野口みどり保健師さん、これ有名になりましたね。

だから、こういったところをしっかりと私は国民健康保険、病気にならないようにする方向と、そして、そのための今先進的なものをしっかりと取り入れていただきたいことをお願いすることを1点と、今後、保険税が上がることによって実際払えない、入れないという人も中におられますので、入っていくためにはどういう手の打ち方があるかということ、どうか今後そこのところを一步踏み出す努力を行政のほうの皆さんの努力をしっかりとお願いを申し上げまして賛成討論といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） これは、はっきりとはこの中に示されていませんが、しだいに介護保険のこういった地域密着型のということは、介護、介護のことになるんですが、こういった面で本当にこの給付はあってもサービスがだんだん受けられなくなると、そういった面でそういった要素が含まれていますので、この議案に反対いたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第15号美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） これも14号と同じなんですが、こういった介護の、本当に介護をしておられる方たちの介護のサービスの低下と、そして働く方、介護職で働

いておられる方たちの労働条件の悪化につながると、こういった面が含まれております。こういった面で反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第17号美祢市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 1 8 号美祢市都市下水路条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 8 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 1 9 号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 9 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、議案第 2 0 号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 0 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第21号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第23号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第24号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第25号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第26号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1、議案第 2 7 号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 7 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 8 号美祢市民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 8 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 9 号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 9 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第30号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第31号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第32号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第33号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第34号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第35号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第36号美祢市保育所施設使用条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第37号美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第38号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 3、議案第 3 9 号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 3 9 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 4、議案第 4 0 号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 4 0 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 5、議案第 4 1 号美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 4 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第42号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第43号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第44号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 9、議案第 4 5 号美祢市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 4 5 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 0、議案第 4 6 号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 4 6 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 1、議案第 2 号平成 2 4 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第3号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第4号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第5号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） この議案に反対します。介護保険で繰越金が9,800万円もあります。ということは、本当に保険料は徴収されますが、介護の給付がされていないというか、これは法律的にも、支給を、介護給付を減らすようなことが影響してると思うんですが、やはり市は市として介護を、給付が介護を受ける方たちに給付がいくようにするべきだと思いますので、介護がいったい状態ではないかと思って、この補正予算には反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第6号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） この後期高齢医療保険ですが、医療にお金がかかる高齢者とかまた、これは障害者の方もあるように任意で入るようになってますが、こうした医療にお金がかかるこういった方たちを、別枠の医療保険に囲い込むこの医療制度ですので、反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

三好議員、さっき国保のところはよかったんですか。いや、手を挙げちゃな……、手を。いや、全会一致なっておりますけどもよろしいんですか。済みましたけども、よろしいですね。もう、よろしいですね。次にまいります。

日程第46、議案第7号平成24年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第47号権利の放棄についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第48号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第49号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第50号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第51、議案第51号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。坪井議員。

3番（坪井康男君） 本案に対して賛成の意を表明した上で1点要望いたします。それは、既に御案内のとおり、秋吉台家族旅行村、今から二十四、五年前だったと思いますが、当時、はやりのリゾート法という法律がありまして、これに基づいて国の補助金を得て設置された、そういう施設だと理解しております。

当初はそういう国の補助金でつくった事業でございますので、第3者に委託するわけにはいかない、運営を。そういう意味で財団法人家族旅行村財団、こういう改正前の民法の財団法人です。それを設立して管理運営に当たられたと、こういう経緯があると思います。

当時からの従業員が十数名か二十名弱でしょうか、正確な数字は忘れましたが、そういう方が長年この家族旅行村の管理運営に当たられて、当時からの従業員には大変、家族旅行村の管理運営について、大変なノウハウ等を持っておられた。

しかしながら平成15年だったでしょうか、財団法人からカルスト森林組合に指定管理が移されました。その当時、財団法人家族旅行村財団の従業員をできるだけ

採用してください、あるいはもっと義務づけられていたかと思いますが、これはせっかくノウハウを持っておられる人ですから、ぜひ雇ってくださいという趣旨だったろうと思います。

その後カルスト森林組合がもう一度、平成18年ですか、継続して指定管理を受けられた。そのときに、この前からの従業員をぜひ再雇用してくれってという義務づけがなされたやに私は理解しております。それからさらに、事業団に指定管理が移った段階でも、同じように前からの従業員を継続雇用すべしという案になっていたろうと私思います。

この趣旨は、せっかく長い間の経験をお持ちの方をできるだけ活用してくださいねという趣旨で、継続雇用がテーマになったろうと思いますが、その後、この議案であります最終的に来年の4月からまた別の法人に指定管理が移ると。

そのときにもなお従前からの従業員、それは雇用は努力目標かもしれませんが、本来指定管理、新しくなる人に前からの従業員を雇ってくださいというのは、これは制度趣旨に反するやに私は理解しておりますので、今後新しい指定管理者になるときにはもっと何か考えをきちんとしていただいて、再雇用とか雇用の条件とかが尾を引かないように十分な御処置を願いたい。要望でございます。以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 反対ではありませんが、1年前の審査のときに厳しい審査の条件があったと思いますが、これが同じように審査会で審査されたのかということもちょっとと思いますが、もう里山ネットワークの方が一生懸命やられるということで反対しませんが、いいことだと思いますが、地元の施設で地元の方が本当に、秋吉台リフレッシュパークで働いておられる方たちは本当に地元を愛して、そして地域の活性化のためにボランティアでもいろいろ作業されておられる方もあります。こういった地域の活性化に向けて頑張っていたきたいと思えます。

こういった新しく指定管理にされた方はこういった地域の気持ちも考えていただいて、活性化で頑張ろうと思ってる気持ちを大事にして頑張っていたらと思えますので、意見として言わせていただきます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程52、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。なお、1時55分から会派代表者会議を開催いたしますので、お集まりをお願いします。

また、終了後、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後1時45分休憩

.....

午後2時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。只今机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、議案付託表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第53から日程第55までを日程に

追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第53から日程第55までを日程に追加することに決しました。

日程第53、議案第52号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成24年第4回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について、御説明を申し上げます。

議案第52号は、美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。このたびの改正は、地方公営企業法第40条第2項の規定により、条例で定めているところの議会の議決を要する負担付きの寄附、または贈与の受領でその金額または目的価格及び法律上市の義務に属する損害賠償額の決定にかかる金額を、美祢市水道事業及び美祢市公共下水道事業とともに100万円に改めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げますが、よろしく御審議の上御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第53、議案第52号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第52号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、総務企業委員会の開催をお願いいたします。

午後2時33分休憩

.....

午後3時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第53、議案第52号を議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

総務企業委員長（河本芳久君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。本日、本委員会に付託されました議案第52号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、委員全員出席のもとで審査をいたしました。その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、水道事業及び公共下水道事業に関し、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、条例で定められておる議会の議決を要する負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額またはその目的価値につきまして、50万円以上のものを100万円以上のものに改め、また市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額につきましても、50万円以上のものを100万円以上のものに改めるものでございます。このような説明がありまして、本案件に対する質疑・意見を諮ったところ意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第53、議案第52号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第54、議員提出議案第3号美祢市議会会議規則の一部改正について及び日程第55、議員提出議案第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 荒山光広君 登壇〕

議会運営委員長（荒山光広君） それでは、議員提出議案第3号美祢市議会会議規則の一部改正について及び議員提出議案第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についての提案説明を申し上げます。

これは本日提出するものであり、賛成者は河本芳久議員、岩本明央議員、高木法生議員であります。

初めに、議員提出議案第3号美祢市議会会議規則の一部改正についてであります。平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同日から施行されました。この改正の中で、本会議における公聴会、参考人制度の導入として、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになりました。このことに伴いまして、美祢市議会会議規則第1章中第9節として、公聴会、参考人の節を設け、公聴会の開催の手続など第76条の2から第76条の8まで七つの条文を追加するものです。また、このたびの地方自治法の一部改正に伴います条項ずれの調整につきましても、併せて改正を行っております。なお、施行期日は公布の日からです。

続きまして、議員提出議案第4号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてであります。地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定については、平成20年5月20日、平成20年第1回美祢市議会臨時会において可決されておりますが、このたび議案にお示ししておりますとおり、法律上市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円以下の範囲内で定めること、次に、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅を含みます市営住宅の管理上必要な事項についての訴えの提起、裁判上の和解及び調停に関することの2項目を新たに指定し直すものであります。

以上で提案理由の説明といたします。議員皆様の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。これより、議員提出議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議員提出議案第4号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号を、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は可決されました。

続きまして、議員提出議案第4号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

村田市長さん、御挨拶がございましたらお願いをいたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 平成24年12月定例市議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今期定例会に提出をいたしました重要な諸議案につきまして、慎重に御審議をいただきました。原案のとおり御議決を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、私ごと、本年4月に執行されました市長選挙におきまして、引き続き市政を担わせていただくという榮譽を得ることになりました。市民の皆様の負託に応えるべく、市民が夢・希望・誇りをもってお暮らしになる交流拠点都市美祢市の実現に向けて、邁進をいたす断固たる決意を固めたところでございます。2期目の初年に当たります今年は、1期4年間で築いてまいりました将来に向けての道筋をより具現化すべく、着実に前進をした年であったというふうに考えております。

特に、私の政策の柱である観光立市交流拠点都市の実現に向けました観光振興策におきましては、台湾に美祢市の情報発信の拠点施設となります美祢市台北観光・交流事務所を全国初の試みとして、本年7月に開所をいたしましたところでありまして、将来的には本市の観光振興だけではなく、経済、産業、あらゆる面での交流促進へと発展をさせていきたいというふうに考えております。

また、本市のすばらしい地質遺産の歴史的遺産を、地域活性化に積極的に活用していくためのジオパーク認定に向けた取り組みや、六次産業化の推進を図ってまいったところでもあります。さらに、安全・安心の確保といたしまして、本年6月から美祢市立病院におきまして、県内初となる山口大学医学部付属病院初期診療室を設置をいたし、山口大学医学部の医師の方に診療をしていただいております。このことは美祢市が目指します安全・安心の確保に大きく寄与するものと確信をしております。

混沌として社会情勢、経済情勢にありまして、財政の健全性を確保しつつ元気な美祢市を発信し続けるとともに、行政サービスのさらなる質の向上に向け、全力を

傾注してまいる所存であります。

本年も余すところあとわずかとなりました。議員の皆様方には今後とも変わらず、御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。これから寒さもいよいよ増してまいります。議員の皆様方におかれましては、お体を大切にされまして、御健勝で御多幸な新年をお迎えになることを心より御祈念を申し上げます。また、このMYTをご覧になっておる市民の方々、どうか幸せな新年を迎えられますよう、併せて念願をしておるところでございます。

これをもちまして、私からの御挨拶とさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、議員の皆様方並びに執行部の皆様方には、温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本年を振り返りますと、4月には美祢市議会議員一般選挙が執行され、市民の皆様方から負託を受けた私たち19人を市議会に送り出させていただきました。改めてその責任の重さを感じているところであり、身の引き締まる思いであります。

さて、美祢市を始めとする地域経済は長期に渡り低迷をし、大変厳しい状況にあります。この中で7月には市内大手事業所の撤退や隣接する他市の事業所が閉鎖計画等を打ち出したことは、人口や税収減に影響を及ぼすことと危惧いたしております。

さらに美祢市に進出協定を交わしていた企業が、雇用創出が見込めない事業内容に変更を申し出られたことは、雇用の場の確保や地域経済の活性化につながるものとして期待していただけに、まことに残念な結果となったところであります。

このような状況の中、北九州市に本社を置く物流関連事業所との進出協定調印式が11月26日、私も同席の上、執り行われました。同社におかれましては来年7月の操業に向け着実な準備を進められるとともに、さらなる発展をお祈りいたします。

なお、先の衆議院総選挙におきまして、約3年3ヶ月ぶりに政権が変わることになりました。今、国民が新政権に期待していることは、雇用や景気対策などに係る

経済政策と言われております。新政権には疲弊している日本経済に鑑み、友好的で継続的な景気刺激策を実行されるよう期待をしております。

さて、美祢市議会では昨年3月、本市議会の最高規範として制定した美祢市議会基本条例に基づき、議員が地域に出向く議会報告会を年2回、計6会場で開催をし、多くの市民の皆様方に御来場いただいているところであります。この中で、市民の皆様からの御意見や御要望を直接お伺いをし、さらにこれらを議員による政策討論会で議論を深め、市政に反映してまいりたいと考えております。

さらに市議会定例会等で議案の委員会審査の中で採決の参考にするため、議員による自由討議の場を設けることも検討しております。

いずれにいたしましても、美祢市が抱えております諸課題を解決し、市民の皆様が安全で安心して暮していただけるよう、さらなる努力と研鑽を積み重ね、執行部とともに市政の進展に邁進していく所存でありますので、よろしくお祈りを申し上げます。

終わりに臨みまして、寒さに向かいます折から、皆様方にはどうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席へ着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて平成24年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後3時34分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月26日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

下井克己

”

河本芳久